

独立行政法人大学入試センター教員の選考に関する規則

〔平成13年4月1日〕  
規則第68号

改正 平成18年4月1日規則第33号

改正 平成19年3月30日規則第18号

改正 平成29年6月30日規則第13号

独立行政法人大学入試センター教員の選考に関する規則

(趣旨)

第1条 理事長が、教授、准教授又は助教(以下「教員」という。)の選考(採用及び昇任をいう。以下同じ。)を行うに当たっては、この規則の定めるところによる。

(選考基準)

第2条 教員の選考基準は、別に定める。

(選考方法)

第3条 新規採用の教員候補者の募集は、原則として公募とする。

2 理事長は、教員の選考を行うに当たり、教員人事委員会に選考を指示するものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月30日)

この規則は、平成29年7月1日から施行する。